

合併市に関する調査

記入月日：平成15年5月21日

基礎情報

都道府県・市名	茨城県・つくば市（つくばし）
合併期日	平成14年11月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	茨城県つくば市谷田部4 7 4 1番地（旧つくば市）
人口（合併直近の国調）	191,814人
面積	284.07 k m ²
議員定数	51名
関係市町村名	つくば市、茎崎町

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	つくば市	165,978	259.59	36	13.4
	茎崎町	25,836	24.48	16	14.1
合計	-	191,814	284.07	52	-

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成14年度予算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税（千円）	地方交付税（千円）		
関係市町村	つくば市	49,905,628	28,560,491	700,000	首都，市町村圏，指数表選定	0.91
	茎崎町	7,877,636	2,798,033	1,669,894		0.65
合計	-	57,783,264	31,358,524	2,369,894	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日： 昭和63年2月8日	解散年月日： 平成14年10月31日
内容	委員構成；両市町の長，議会議員（議長，副議長，広域議会議長を含め8人づつ16名），学識経験者（地元筑波大学教授，商工会会長，農業委員会会長等5人づつ10名），市町職員（助役，収入役を含め5人づつ10名），一部事務組合事務局長（2団体2名），その他の学識経験者（県職員4名），監査委員（両市町各1名づつ2名）	
住民発議について	有・ <input checked="" type="radio"/>	
市町村建設計画	計画の期間：合併年度，これに続く10年度間（H14～H24）	
基本計画の主要項目	緑の基本計画策定事業（地球環境と共生するまち），つくばエクスプレス整備促進事業，（仮）つくば駅前広場整備事業，市町連絡道路整備事業（都市と田園が調和するまち），（仮）総合ネットワークセンター設置事業（科学と創造のまち），新庁舎建設事業（推進計画）	
旧市町村庁舎の利活用	旧荃崎町役場は荃崎支所として利活用。	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有・ <input checked="" type="radio"/>	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	<input checked="" type="radio"/> ・無	有の場合： 1年7ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：44.7万円	
地域審議会の設置について	有・ <input checked="" type="radio"/>	
内容	合併協議における地域審議会を設置しないこととした主な理由；在任特例により，市議となる旧荃崎町議会議員の積極的な議員活動，広報広聴業務（市制モニター制度，メール・市長へのたよりへの回答，各種相談業務等）の拡充を図ることにより，地域審議会の設置以上の効果を図ることとした。	
地方税に関する特例	<input checked="" type="radio"/> ・無	
内容	個人市町民税の均等割及び法人市町民税の法人税割については，市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により，合併年度は不均一課税とするとしている。また，国民健康保険税の税率については，市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により，合併年度は不均一課税とし，翌年度統一することとしている。	
合併特例債発行限度額（億円）	216.22億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称 「つくば市とする。」 ・合併の期日 「平成14年11月1日とする。」 ・新市事務所の位置 「つくば市大字谷田部4741番地とする。」（つくば市庁舎の位置） ・財産の取り扱い 「荃崎町，筑南地方広域行政事務組合，筑南水道企業団の財産（権利及び義務を含む）は，すべてつくば市に引き継ぐものとする。」 ・特別職の職員の身分の取扱い 「両市町の長が協議して定める。」 ・一般職の職員の身分の取扱い 「荃崎町，筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の一般職の職員は，すべてつくば市の一般職の職員として引き継ぐものとする。なお，職員の給与，任用，配置その他の身分の取扱い等細目については，両市町の長が別に協議して定める。」 ・一部事務組合等の取扱い <p>（1）筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団については，合併の前日をもって解散するものとする。</p> <p>（2）荃崎町，筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団が加入している一部事務組合等については，合併の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>（3）筑南地方土地開発公社については，荃崎町は合併の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>・公共的団体等の取扱い 「各種公共的団体等については，合併後の新市の一体性の速やかな確立に資するため，それぞれの実情に応じて統合整備に努めるものとする。」</p> <p>・使用料・手数料の取扱い</p> <p>使用料・手数料については，原則としてつくば市の制度に統一するものとする。ただし，</p> <p>（1）荃崎町，筑南地方広域行政事務組合並びに筑南水道企業団にのみ定めのある使用料・手数料については，その実情等に配慮しつつ調整の上，つくば市に引き継ぐものとする。</p> <p>（2）両市町，筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の使用料・手数料のうち同一あるいは同種のもので，特別な事情により調整が困難なものについては，現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会の設置 「地域審議会は，設置しないものとする。」
協議された事項	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の建設 ・つくばエクスプレスの開業及び沿線開発の進展